

1 地方分権改革の推進

提案先省庁	内閣府、農林水産省
-------	-----------

提案事項

(1) 地方分権改革の推進

地方公共団体が自己決定・自己責任の下、地域の実情や住民のニーズに応じた施策を展開し、地域の活性化を図るためにも、提案募集方式における地方の要望等を踏まえ、更なる国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を図ること。また、移譲に伴い必要となる財政措置を確実に講じること。

(2) 地方の創意工夫を生かすための仕組みの構築

農業の6次産業化や地域の活性化、まちづくりを推進する観点から、農用地区域からの除外や農地転用に関する規制を緩和し、地方の自由度を拡大すること。

(提案の理由)

現状

- 平成26(2014)年から地方の発意に根ざした新たな取組を推進するため、地方公共団体等から改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が導入されたが、地方からの提案に対し、「提案の趣旨を踏まえ対応」又は「現行規定で対応可能」とされたものは、平成28(2016)年実績で76.5%にとどまっている。
- 平成27(2015)年6月に成立した第5次地方分権一括法により、農地転用の許可権限の移譲が実現したが、農地の土地利用に関する規制緩和等は進展していない。

課題

- 平成28(2016)年5月に成立した第6次地方分権一括法により移譲される事務の円滑な引継ぎや「提案募集方式」、「手挙げ方式」による更なる事務・権限移譲や規制緩和も課題となっている。
- 義務付け・枠付けの見直しでは、地方公共団体からの提案を踏まえ、地方分権改革有識者会議の専門部会等を活用した更なる取組が求められる。また、地域の実情に応じた土地利用を可能とする農用地区域からの除外や農地転用に関する規制緩和等を早期に実現する必要がある。

2 地方税財源の充実強化

提案先省庁	内閣官房、内閣府、総務省、財務省、農林水産省、環境省
-------	----------------------------

提案事項

(1) 地方一般財源総額の確保等

- ① 地方財政を自主的かつ安定的に運営するため、社会保障関係経費の自然増や地方創生、人口減少への対応をはじめとした地方の財政需要の増加分を地方財政計画に適切に積み上げ、必要な地方一般財源総額を確保すること。
 なお、平時モードへ切替えを進めるとされた歳出特別枠については、これまで果たしてきた役割を踏まえ、実質的に額を確保し、必要な歳出を確実に計上すること。
- ② 地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消を図るとともに、後年度に財源措置するとして元利償還費について、別枠により交付税措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- 平成29年度の地方財政計画において、通常収支分の地方交付税については、国において原資を最大限確保することにより、前年度から約0.4兆円の減の16.3兆円が確保され、地方の一般財源総額については、社会保障の充実分の確保も含め、前年度を0.4兆円上回る62.1兆円が措置された。
- 地域経済基盤強化・雇用等対策に係る歳出特別枠については、平時モードへの切替えを進めるため0.25億円減額されるものの、公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むための経費が同額措置され、実質的には前年度と同水準が確保された。
- 臨時財政対策債発行額は前年度を0.3兆円上回る4.0兆円と依然として高い水準にあり、今後も、多額の発行と既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる。

課題

- 地方分権の推進に伴い、地方の役割が増大する中で、血の滲むような行革に取り組んできたにもかかわらず、地方歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態は改善されておらず、地方財政制度の構造的な問題は解決されていない。

提案事項

(2) 社会保障の安定財源確保

- ① 社会保障・税一体改革は、地方単独事業を含めた安定的な社会保障財源を確保し、持続可能な制度を確立するために重要な改革であり、県としても住民理解を促進するため、一層の取組を進める所存であるが、国においても着実に歳入・歳出両面からの改革を進めること。
- ② 将来に向け、国民健康保険制度が持続可能な制度となるよう、様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。

(提案の理由)

現状

- 社会保障と税の一体改革については、平成25(2013)年12月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（いわゆるプログラム法）」に基づき、子ども・子育て支援、医療、介護等の制度改革が順次行われ、本格的な実施の段階に入っている。
- この改革は地方にとっても重要な改革であるため、県としても、その意義について住民理解が促進されるよう取り組んでいる。
- 平成30(2018)年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることなどを柱とした医療保険制度改革法が平成27(2015)年5月に成立し、国による財政支援の強化や、制度の安定化が進められており、制度や運用の詳細については、引き続き地方と協議するとされている。
- 消費税・地方消費税の引上げが平成31(2019)年10月に再延期され、国民健康保険への財政支援について、平成29(2017)年度における財政安定化基金への積立てが一部先送りされたが、平成32(2020)年度までに不足分を確保すること及び平成30(2018)年度以降の保険者努力支援制度等の実施に必要となる約1,700億円を毎年度確保することが国から示された。

課題

- 地方においては、高齢化に伴う社会保障関係費の増加を給与関係費や投資的経費などの削減で吸収してきたのが実態であるが、地方だけの努力で財源を捻出してきた従来の手法では、制度を維持することは不可能である。また、国民健康保険への毎年度1,700億円の財政支援については、消費税・地方消費税の引上げ等の状況にかかわらず、確実に実施される必要がある。

提案事項

(4) 車体課税の見直しの代替財源確保等

- ① 環境性能割で確保できない自動車取得税の廃止による減収分については、地方財政計画において確実に措置するなど地方財政に影響を与えないようにすること。
- ② 自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行う際には、地方財政に影響を及ぼすことのないようにすること。

(提案の理由)

現状

- 車体課税の見直しに当たり、消費税率8%への引上げ時(H26(2014).4.1)において自動車取得税の税率引下げ等が先行して実施されたため、減収となった。
- 自動車税の環境性能割は、消費税率10%への引上げ時である平成31(2019)年10月から導入することとされたが、廃止される自動車取得税に比べ、グリーン化機能を維持・強化する制度設計とされたため、更なる減収が見込まれる。
- 自動車の保有に係る税負担の軽減について、平成29年度与党税制改正大綱においては、「平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、総合的な検討を行い、必要な措置を講じる」こととされた。

課題

- 地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。
- 自動車税の引下げは、広く国民に消費税率引上げを求めている中で大幅な減収となり、保有課税の性格を考えれば経済対策上の観点からの見直しは不適當である。
- 仮に都道府県の基幹税である自動車税の税率の引下げを議論する場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提とすべきである。

提案事項

(5) 森林吸収源対策のための税財源の確保

- ① 税制の具体的な仕組み等を総合的に検討する際には、都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担及び税源配分の在り方などの課題について十分整理するとともに、税収は全額地方の税財源となるよう制度設計すること。
- ② 都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係について、地方の意見を踏まえて十分調整すること。

(提案の理由)

現状

- 平成29年度与党税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。」とされた。
- 都道府県においては、37団体が課税自主権を活用し、森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税を行っている（平成28(2016)年4月1日現在）。対象税目・税率・用途等については、地方団体が住民の理解を得ながら、それぞれ独自に決定している。
 - 〔税目〕個人県民税及び法人県民税
 - 〔税率〕個人：年額300～1,200円を上乗せ(37団体)、所得割に0.025%を上乗せ(1団体)
 - 法人：年額500～88,000円を上乗せ(34団体)
- 市町村においては、横浜市が、緑豊かなまちの形成に取り組むため、平成21(2009)年度から「横浜みどり税」として、個人市民税及び法人市民税の超過課税を実施している。
 - 〔税率〕個人：年額900円を上乗せ
 - 法人：年額4,500～270,000円を上乗せ

課題

- 国の地球温暖化対策のための税財源として、石油石炭税の税率の特例（上乗せ）が設けられているが、地方は、国以上に、地球温暖化対策推進の上で大きな役割を担っている。
- 都道府県において独自に課税している森林環境・水源環境の保全を目的とした森林環境税等については、尊重されるべきである。